

令和7年度 処遇改善加算等による処遇改善計画について

社会福祉法人和松会

平成24年度に介護職員処遇改善交付金が処遇改善加算として介護報酬に移行されて以来、令和元年に特定処遇改善加算、令和4年にベースアップ等支援加算が創設されました。これまで和松会では全ての加算を取得し、その総額を上回る賃金改善を行ってきたところです。

令和6年度介護報酬改定においてこれまでの処遇改善に係る加算が一本化され、加算率の引き上げと配分方法の見直しが行われ賃金改善を図ると共にキャリアパス要件の整備、職場環境改善の取り組みにより、人材確保が難しくなっていく中でも持続可能で質の高いサービスの実現を目指すものとされています。人材確保、育成、職場環境と全国的な課題は明確となっており、和松会でも職員皆さんの力を合わせて課題解決に取り組まなくてはなりません。

この度令和7年度 社会福祉法人和松会の処遇改善計画を作成しましたので概要を以下のとおりお知らせ致します。

加算対象施設・事業所について

介護保険サービス	(サービス種類)
特別養護老人ホーム 松寿園	介護老人福祉施設、短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 松秀園	介護老人福祉施設
和松会デイサービスセンター	認知症対応型通所介護

障害福祉サービス	(サービス種類)
障害者支援施設 清松園	施設入所支援、生活介護、短期入所
生活介護事業所 ぴのほーぷ	生活介護
和松会障がい者デイサービスセンター	生活介護

＊軽費老人ホーム和松園、居宅介護支援事業、(障害)相談支援事業、法人本部等加算対象外事業においても同様(改善額以外)の処遇改善に取り組みます。

＊処遇改善に関わる加算・補助金事業については、各サービス種類で加算率が設定されています。介護保険事業・障害福祉事業は制度上、改善額の計算は分けて対応しています。

賃金改善期間について

賃金改善期間：令和7年6月から令和8年5月

加算算定期間：令和7年4月～令和8年3月

加算の種類

処遇改善加算はⅠ～Ⅳの種類があり、月額賃金改善要件、キャリアパス要件、職場環境等要件を満たす必要があります。

和松会では加算Ⅰを算定致します。



月額賃金改善要件について

下表により月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの 1/2 以上の月額賃金改善）Ⅱ（旧ベースアップ加算相当の 2/3 以上の新規の月額賃金改善）を満たすようにします。また、夜勤業務に対する手当を厚くすることで、介護職員への分配を基本とする方向性にも沿った賃金改善に取り組みます。

賃金改善項目	改善内容
① 基本給、基本時給等	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年度以降の昇給額を改善額とする。 ＊在籍していない場合は同職で勤務年数等が同等の職員の昇給額から推計する。
② 職場環境改善手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年度単位で見込み加算額、改善額を試算し毎月支給する。 ・夜勤業務 3,000 円/回を支給する。
③ 夜勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 6 月より給与規程を変更し夜勤手当 1,900 円/回を増額。
④ 賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時賞与として処遇改善計画等の進捗状況に伴い 3 月に一時金を支給することがある。 ＊6 月、12 月賞与では基本給等昇給による基準額の増額分を改善額とする。

＊サービス利用率が上がれば施設・事業所の収入が増えるとともに、処遇改善加算収入も増えます。処遇改善加算収入は全て職員の賃金に充てるため、直接賃金アップにつながります。

キャリアパス要件について

下表のとおりキャリアパス要件に取り組みます。（詳細は厚生労働省からの要領にて確認して下さい。）

キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等	就業規則及び給与規程
キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等	各施設・事業所における研修計画
キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等	就業規則及び給与規程
キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金要件	給与規程、実績報告時確認
キャリアパス要件Ⅴ	介護福祉士等の配置要件	体制届により確認

職場環境等要件について

下表のとおり職場環境等要件に取り組みます。（詳細は厚生労働省からの要領にて確認して下さい。）

職場環境等要件の区分	実施する必要がある取組の数
入職促進に向けた取組	2 つ以上
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	2 つ以上
両立支援・多様な働き方の推進	2 つ以上
腰痛を含む心身の健康管理	2 つ以上
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	3 つ以上
やりがい・働きがいの醸成	2 つ以上

＊生産性向上のため「業務改善活動の体制構築、現場課題の見える化への取り組み」は必須。

令和 6 年度及び令和 7 年度の介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金は令和 7 年 6 月夏季賞与での分配を予定しています。